

eparts ReUse CLP 寄贈プログラム

カラーレーザープリンタ寄贈に関する覚書（見本）

- 一. 甲は、乙に対し本覚書の末尾添付書 1 に記載する本物件を乙に無償で寄贈する。
 - 二. 乙は、本物件を本覚書の末尾添付書 2 に記載する乙の「活動目的」の一環として利用し、それ以外の使用を行わない。
 - 三. 甲は、乙が本物件を本覚書が定めた以外の使用、または、本物件を違法な印刷等、寄贈に相応しくない利用を行っているとは判断した場合は、乙の費用で本物件を甲へ返却することを求めることができる。
 - 四. 乙は、本物件を乙の責任において保管するものとし、売却、担保設定、贈与等の処分を行わずかつ第三者に貸与しないものとする。ただし、二. 記載の「目的」に鑑み、甲が乙による処分、貸与を事前に書面により許容した場合は、この限りではない。
 - 五. 乙は、甲に対して甲の定めた書式に沿った活動報告書を寄贈後半年の時点で提出するものとする。
 - 六. 乙は、本物件が本覚書により定めた使用法に相応しくない性能であると判断した場合は、甲へ報告の上乙の費用でこれを廃棄処分することができる。寄贈後二年間を過ぎた場合は甲に対する報告は不要とする。また、本物件を廃棄する際には、乙の責任において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係諸法令に従い適正に廃棄するものとする。
 - 七. 甲は、乙に対し、本物件について保証およびメンテナンス責任を一切負わないものとする。但し、着荷不良は、到着後 1 週間内であれば、無償で修理または正常に交換するものとする。
 - 九. 本物件寄贈決定後、乙が甲に提出した写真、資料等の活動報告資料は、甲および甲の支援団体が広報活動に使用することができるものとする。その際、写真に写っている人物、著作権者をはじめとする諸権利者の使用許諾は乙の責任のもと、乙がこれを得ることとする。
 - 十. 本覚書に定めない事項及び覚書の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し決定する。
- 本覚書の証として本書を 2 通作成し、甲乙それぞれ記名、押印の上、各 1 通ずつ保存する。
- 本紙裏面は余白とする

平成 年 月 日

甲 東京都世田谷区三軒茶屋 1-17-4 メゾンクロニア 307

特定非営利活動法人 イーパーツ

代表理事 佐々木 良一 印

乙

印

付属書 1 寄贈物件

リコーカラーレーザープリンタ (RICOH IPSiO SP C710)

付属書 2 活動の目的

乙は、

を目的とする団体である。